

西宮市公営企業会計補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市一般会計から各公営企業会計に対する補助金の交付について、必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象となる公営企業会計は次の各号のとおりとする。

- (1) 西宮市水道事業会計
- (2) 西宮市工業用水道事業会計
- (3) 西宮市病院事業会計
- (4) 西宮市下水道事業会計

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 毎年度、総務副大臣が通知する「地方公営企業繰出金について」(以下「地方公営企業繰出基準」という)に定めのある経費
- (2) 前号の「地方公営企業繰出基準」のほか、市長が特に必要と認める経費

(補助金交付の手続き)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等の取扱いに関する規則(昭和58年3月31日西宮市規則第81号)の定めるところに従い、必要な書類を提出しなければならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。